

6. 会 員 規 程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田犬保存会(以下「当会」という。)の定款第8条の規定に基づき、会員の入会等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員種別及び会員資格の取得)

第2条 当会の会員は、秋田犬を飼育していると否とにかかわらず、この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は法人及び団体とする。

(正会員の入会基準)

第3条 個人会員として入会を申し込みした者が、次の各号の一つに該当する場合、当会は、当該入会申し込みを拒否することができる。

- (1) 指定暴力団の構成員若しくは準構成員と認められる者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 特定の政治活動、若しくは特定の宗教活動を行うことが入会の主たる目的として認められる者
- (4) 入会の申し込みをした者が、当会若しくは公共の秩序を害し、または当会の信用を毀損する恐れがあると認められる者

(賛助会員の入会基準)

第4条 個人会員として入会を申し込みした者が、次の各号の一つに該当する場合、当会は、当該入会申し込みを拒否することができる。

- (1) 指定暴力団の構成員若しくは準構成員と認められる者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 特定の政治活動、若しくは特定の宗教活動を行うことが入会の主たる目的として認められる者
 - (4) 入会の申し込みをした者が、当会若しくは公共の秩序を害し、または当会の信用を毀損する恐れがあると認められる者
- 2 団体会員若しくは法人会員として入会の申し込みがあった場合、理事会は、当該申込者の活動内容、構成員の状況、当会の業務との関連性(既存会員の業務との重複の有無を含む。)、及び活動期間を総合的に考慮して入会の可否を決定するものとする。
- 3 個人会員の申込者で、18歳未満の者がいる場合は、その保護者の同意を必要とする。

(入会金及び会費)

第5条 当会の正会員の入会金及び会費並びに賛助会員の賛助金は、次の通りとする。

(1) 正会員

個人会員－入会金 3千円 年会費－8千円

団体会員－入会金	3千円	年会費－8千円
個人会員－入会金	3千円	年会費－8千円
団体会員－入会金	3千円	年会費－8千円
法人会員－入会金	3千円	年会費－8千円

(2) 賛助会員

正会員と同居する個人会員－賛助金年会費 一口 5千円

海外在住個人会員－賛助金年会費 一口8千円

海外在住会員と同居する個人会員－ 賛助金年会費 一口5千円

団体会員－賛助金年会費 一口 5万円以上

法人会員－賛助金年会費 一口 10万円以上

なお、上記個人会員で18歳未満の者は、上記の額の半額とする。

附則 この規程の変更は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

- 2 年会費及び賛助金の納入方法は、毎年3月末日までに支部を通じて納めるものとし、会費の有効期限は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。
- 3 年度途中の新規入会の場合は、初回会費期限を、原則として入会したときから当該年度末(12月31日)までとする。
- 4 年度内における退会の場合、当該年度会費については返還しないものとする。

(会費の用途)

第6条 会費は、定款第5条に定める公益目的事業に使用するほか、当会の運営上必要な経費に使用することができる。なお、会費は、毎事業年度における合計額の50%未満を当該年度の法人管理に使用することができる。

(休会)

第7条 会員が、何らかの事由により休会を申し出る場合、別に定める書式にて、休会の申し出をしなければならない。

- 2 休会中の会員には、会費の請求は行なわず、送付物(ただし、代議員選挙の通知など正会員の権利に関するものは除く)の送付も休止する。
- 3 年度内における休会の場合、当該年度会費については返還しないものとする。
- 3 休会期間は、初回 2 年間とし、以後、最大5年間までとする。
- 4 休会期間が経過する1ヶ月前には、再度、休会するかどうかの意思を本部より確認する。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、退会の申込書を提出しなければならない。

(退会扱い)

第9条 住所不明となり、6ヶ月以上文書の送付ができない状態が続いている会員は、退会の扱いとすることができるものとする。

(送付物)

第10条 会員には、次の刊行物等を送付する。

(1) 正会員

入会時—定款1部、機関誌1部

入会后—機関誌、その他必要と思われる当会発行物、総会案内、総会報告書

(2) 賛助会員

入会時—定款1部、機関誌1部

入会后—機関誌、その他必要と思われる当会発行物、総会報告書

ただし、正会員と同居者の賛助会員は除くものとする。

- 2 会費未納会員に対しては、当該年度の4月に2回目の会費請求を行うときに送付物を止めることを伝え、会費未納が、同年度内の6月末までになかった場合、7・8月号から送付を止める。
- 3 送付物を止めている会員が、未納会費を完納した場合は、納入月分から送付を再開する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。